広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	酒井重喜著『混合王政と租税国家 : 近代イギリス財政史研究』＜書評＞
Author(s)	井内, 太郎
Citation	社会経済史学 , 64 (5) : 749 - 751
Issue Date	1999-01-25
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054001
Right	発行元の許可を得て登録しています
Relation	

Hiroshima University Institutional Repository

酒井重喜著

『混合王政と租税国家 ―近代イギリス財政史研究』

井内　太郎

本書は一九八九年に出版された『近代イギリス財政史研究』（ミネルヴァ書房）の続編をなすものである。本書によって、普段はなかなか入手し難い著者の紀要論文が一書に纏められ出版されたこと、またこれでわが国の近代イギリス財政史研究の研究水準が一段と高まったことを、まずは喜びたい。近年、財政史は歴史研究のなかでも、脇に追いやられつつある感を否めないが、こうした地道な研究が学会の共有財産としてもっと評価されてしかるべきであろう。本書の書評執筆に至った理由の一つもそこにある。

ところで本書を十分に読みこなすためには、その前提をなすいくつかの鍵概念について整理しておく必要がある。まず議会の「課税協賛権」について。これは戦時の財政負担に限ってのみ国王は議会に課税を求め、議会がそれに同意するというものである。議会課税を巡って権利と義務を双方が遵守し、双方の独立を尊重すること、これがいわゆる財政の中世的二元主義と呼ばれるものであり、「混合王政」の理念の中核をなす原則でもある。さらに著者は、「混合王政」に関して独特の理解を示す（一一－三頁）。すなわち、混合王政は租税国家への不可避の圧力によって、伝統的二元主義を廃して、一元的主権国家を目指すことになる。この転換には背反的な二つの道、すなわち国王が恣意的、恒常的に税を課す絶対主義と制限王政の二つの道があり、イギリスは二つの革命の間にそのいずれかの政体の選択を迫られることになったのである。これが本書の問題設定といってもよい。ごく手短に本書の骨子とその論点について示せば以下のようになる。本書は第一部「身分制議会の「助力」の限界」（一～三章）と第二部「身分制議会の「助言」の拡張」（四章）の二部、四章の構成からなっている。しかし、何といっても本書の中核をなすのは、一六一〇年の「大契約」論議とその失敗を検討しながら、著者のいう「中世的二元主義の難死」の問題を扱った第三章である。

財政の中世的二元主義は、一六世紀初頭から早くも実際の財政運営面から崩れつつあった。この時期、政府財政は行政機構の拡充による行政費の増大、物価の高騰などの理由により、国王私財のみによって平時の経常費を賄うことが難しくなっていっ

た。そのため次第に租税収入の経常費への違法的流用が顕著となっていく。財政的二元主義が実務面から大きく掘り崩されたことが、理論面においていか程の改変を迫るものであったのか、その解釈が近年の議会課税論争の争点をなしている。エルトンは、この時期にクロムウェルのイニシアティヴのもと、たとえ平時であっても、「行政革命」による新奇な国家事業に対して臣民は貢納義務を負うと見做されるようになり、課税根拠としての非経常的必要が、戦争以外のものにまで大幅に拡大されたと考える。こうして平時の経常費支弁のための課税が可能となり、伝統的二元論が根本的に否定されたとする。一方でハリスは、実務的改変の事実は認めながらも、この憲政的原則は事実の圧迫の中で堅持され、理論面で改変されるどころか、より効力を発揮したとして、エルトンやオールソップらの解体ないし修正論に真っ向から反対するのである。

著者はハリスに依拠しながら、テューダー期と一六一〇年の「大契約」論争時における課税問題の性格を比較し、両者は事実において連動していたが、理論的には断絶していたと主張する。「大契約」は、国王が国王大権の主要部分をなす徴発権と後見権を放棄する代償として議会は臨時供与税とともに、経常費支弁のための恒久的直接税を認めるというものであった。これは明らかに実務的な改変を一歩踏み出して、初めてその原理的な廃棄を志向するものであった点が重要なのである。評者にとっては、その憲政的新奇性の指摘もさることながら、その流産の理由が興味深かった。すなわちこの試みは、混合王政が国王にとっては制限王政、議会にとっては国王の専制君主化へ転化する危険性を孕んでいたため、両者は臆しそれを忌避して中世的伝統へ回避し、議会の助言機能の限界を露呈したというわけである。この問題は二つの革命を経て、混合王政から制限王政へと転化した形での租税国家の成立で決着するという見通しが与えられている。

第二部ではイギリス憲政史上、初めて議会主権を提示したとされるH・パーカーの思想の検討が行われる。そのこと自体は従前から指摘されてきたが、注目すべきは、かれの思想が議会的絶対主義の思想と捉えられている点にある。内乱期の国王派と議会派の論争の争点は、「国家理性＝行政」と「法＝司法」からなる二元主義の関係性を巡る問題であった。戦争などの緊急時に国家理性に訴えて政策を決定する権限は、超法規的で絶対的な権力である。パーカーは、議会が国王からその権力を奪取すべきことを理論的に正当化した。こうして議会は助言機能を国王専権事項に拡張し、国家理性を体する行政機能を兼務するという「両院制議会絶対主義」の理論を獲得したのである。

ではいくつかの論評を行ってみよう。第一に国王と議会の関係を巡る問題である。本書では議会は協調というよりも財政的二元主義を堅持するために、よく守旧的抵抗を行った点が強調される。しかし近年の行政史研究ではエルトンが指摘するように、三つの国王を中心とする主要な中央統治機構、すなわち議会、枢密院、宮廷と国王との間に対立ではなく協調関係が存在し、それらを通じて各種利害の調整も行われていた。少なくと

もエリザベス治世末までこの関係は持続し、国家安定のメカニズムとして機能していたのである。決してエルトンに「体制論的視角が欠け（五五頁）」ていたわけではない。

最近注目されている議会の手続き・運営・審議に関するM. R.A.Graves たちの研究によれば、エリザベス期の議会で課税承認は中心的な審議事項ではなく、また拒否をめぐって真剣な審議がなされることもまずなかった。また「宮廷の浪費」として批判される国王による集中的なパトロネイジの行使や宮廷規模の拡大の意味も、S.Adams やR.G.Asch たちによって、それらは国王にとって貴族の自律性を奪い、地方への影響力を強化して政治的統合を進めていくための必然的な前提であったという観点からの見直しが行われている。いずれにしても本書のような憲政史の議論と行政史の議論の連関性が今後問われることになろう。

最後に本書全体を通して気になったのは、二元主義、絶対主義、混合王政といった概念が様々なバリエーションと組合せで用いられることで、かえって概念的に不鮮明かつある場合には齟齬をきたしている点である。たとえば冒頭のハリスの混合王政論（混合王政→制限王政 or 絶対王政）に従えば、結局のところイギリス史上に絶対主義は実在しなかったことになる。また著者も断ってはいるが（一一頁）、第一部と第二部では、この三つの概念の捉え方が基本的に全く違うことで、両者は論理的一貫性を欠いている。

いずれにしても、これらの疑問点の多くは、近代イギリス史研究の今後の課題といっても良いものであり、本書が近代イギリス財政史研究の水準を反映する好著であることに何ら変わりはない。本書が社会史や生活史の立場からも広く読まれることを期待したい。

（弘文堂、一九九七年三月、三五八頁、三七〇八円）